

委 員 長 談 話

令和 2 年 1 0 月 1 4 日

千葉県人事委員会委員長 諸岡 靖彦

- 1 本日、人事委員会は、議会及び知事に対して、職員の特別給について報告及び勧告をいたしました。

本年の民間給与の実態調査については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、例年より時期を遅らせた上で、2回に分けて実施することとしました。実地によらない方法により特別給等に関する調査を先行して実施しましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により企業活動に大きな影響が生じている状況において、調査の完了率は高いものとなりました。調査に対して、御理解と御協力をいただいた民間事業所の皆様に対し、心から御礼申し上げます。

今回の勧告では、職員の特別給と民間の特別給とを比較したところ、特別給について、公務が民間を上回ったことから、民間との均衡を図るため、引下げを行い、年間4.45月分としました。

- 2 人事委員会の勧告は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員の給与を社会一般の情勢に適応した適正なものとする機能を有するものであり、地方公務員法で定める給与決定原則に基づき、職員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させることを基本として行っているものです。

- 3 議会及び知事におかれては、人事委員会の勧告制度が果たしている役割に深い理解を示され、本委員会の勧告を速やかに実施されるよう要請いたします。
- 4 職員においては、房総半島台風等の襲来や新型コロナウイルス感染症の感染拡大などの危機的な事態が発生する中、県民の安全・安心を確保するため、日々努力を重ねていただいておりますが、県民の公務に寄せる期待と信頼に応えるよう、引き続き職務に精励されることを要望します。
- 5 県民の皆様には、人事委員会が行う勧告の意義と、職員がそれぞれの職務を通じ、県民生活を支え、その向上に日々努めている実情について、深い御理解をいただきたいと思います。
- 6 なお、月例給及び公務運営については、引き続き検討を行った上で、改めて必要な報告及び勧告を行うことを予定しています。